

平成24年度高知県特別職報酬等審議会

事務局試案

I 報酬及び給料の額について

事務局試案

1 現行額及び前回額

	知事	副知事	議長	副議長	議員
前回額(H18.4.1)	1,240,000	950,000	910,000	830,000	780,000
現行額(H22.4.1)	1,220,000	940,000	900,000	820,000	770,000
差額	△ 20,000	△ 10,000	△ 10,000	△ 10,000	△ 10,000

※平成20年及び24年は据置きの答申を受け、改定を実施していない。 平均改定率 △1.27%

2 試案(現行額据置)

(1)報酬等の額

	知事	副知事	議長	副議長	議員
現行額(H22.4.1)	1,220,000	940,000	900,000	820,000	770,000

(2)考え方

- ・昨年度の審議会以降、一般職の月例給の改定は行われていない。
- ・昨年度の審議会以降に改定等があったのは、47都道府県中6団体であるが、本県の全国順位等に変動はない。

II 退職手当について

事務局試案

1 現行及び前回の支給割合等

単位:千円

	知事		副知事	
	支給割合	退職手当額	支給割合	退職手当額
前回(H15.4.1)	70/100	43,008	50/100	23,520
現行(H18.4.1)	60/100	35,136	43/100	19,402
差引	△10/100	△7,872	△7/100	△4,118
改定率(%)	△14.3%	—	△14%	—

2 試案1(一般職退職手当の改定と同様に支給割合を引下げ)

(1)退職手当の支給割合等

単位:千円

	知事		副知事	
	支給割合	退職手当額	支給割合	退職手当額
現行	60/100	35,136	43/100	19,402
改定	50/100	29,280	36/100	16,243
差引	△10/100	△5,856	△7/100	△3,159
改定率(%)	△16.7%	—	△16.3%	—

(2)考え方

- ・一般職の支給割合が大幅に引き下げられている。一般職の改定と同様に引き下げる。

(3)施行日

平成25年4月1日

3 試案2(支給割合を8%引下げ)

(1)退職手当の支給割合等

単位:千円

	知事		副知事	
	支給割合	退職手当額	支給割合	退職手当額
現行	60/100	35,136	43/100	19,402
改定	55/100	32,208	39/100	17,596
差引	△5/100	△2,928	△4/100	△1,806
改定率(%)	△8.3%	—	△9.3%	—

(2)考え方

- ・特別職は、一般職とは異なった重責を担っている。また、特別職退職手当の性格は任期中の功労に対する報酬としての性格を有するものであることなどから、支給割合の引下げ率を緩和する。

(3)施行日

平成25年4月1日

4 試案3(現行の支給割合を据置き)

(1)退職手当の支給割合等

単位:千円

	知事		副知事	
	支給割合	退職手当額	支給割合	退職手当額
現行	60/100	35,136	43/100	19,402

(2)考え方

- ・特別職は、一般職とは異なった重責を担っている。また、特別職退職手当は任期中の功労に対する報酬としての性格を有するものであり、一般職退職手当とは別に定める。
- ・現行の知事及び副知事の退職手当の支給割合は、全国と比較すると低い水準であり、また財政力指数が類似している団体の支給割合と比べるとほぼ均衡しており、据え置く。

(全国との比較 知事60/100 (全国平均62/100) 副知事43/100 (全国平均45/100))

(財政力指数が類似している6団体の平均 知事59/100 副知事43/100)